

令和5年

議会運営委員会記録

令和5年1月17日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年1月17日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時25分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課統括主査	高 橋 寛 子
議 事 課 主 査	芹 澤 奈 美		

◇本日の会議に付した案件

特定事件2 次の議会の質疑、質問について
3月定例会における施政方針に対する代表質問について

特定事件7 議会だよりの編集、作成について

特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革の取りまとめについて

特定事件9 その他議会運営に関することについて
令和5年度議会費当初予算について
3月定例会における議員提出議案について

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外委員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件2、次の議会の質疑、質問についてとして、3月定例会における施政方針に対する代表質問について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革の取りまとめについて、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、令和5年度議会費当初予算について、3月定例会における議員提出議案についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

お手元に、わこう市議会だよりNo.119の原稿を配付しております。

2回の編集事前打合せを経ました掲載内容について、事務局から全ページ一括して説明をお願いします。

○芹澤議事課主査 お手元の原稿、わこう市議会だより119号を御覧ください。

編集事前打合せで追加、修正となった箇所が反映されたものとなっております。この原稿から、編集業者へ修正の指示が必要となる箇所について、表紙から最終ページまで通して御説明いたします。原稿のカラー印刷は、ホワイトボードに掲示しておりますので御覧ください。

また、修正箇所の御説明の後、一般質問原稿の文字及び行数に関する御報告及び御提案をさせていただきます。

まず、表紙の修正指示箇所、7か所について御説明いたします。

ページ左側、タイトル「わこう市議会だより」の下、今回のあらましについての本文中、「市長提出議案17件」を「18件」に修正いたします。

次に、右側の特集、タイトル「常任委員会が3年ぶりに行政視察を実施」では、文教厚生常任委員会の視察について、総社市のタイトルを「障害者千五百人雇用について」に修正いたします。

また、赤磐市のタイトルを「複合型介護福祉施設事業について」に修正いたします。

なお、この文教厚生常任委員会視察のタイトルにつきましては、熊谷二郎委員長に確認し決定されたものです。

そして、赤磐市の説明文では、1行目「平成31年にオープンした」に修正、同じく1行目

「公設民営化」を削除、4行目「施設は、」を削除いたします。

表紙については、以上です。

次に、8ページの修正指示箇所、4か所について御説明いたします。

ページ左上、一般質問のタイトルは、「市政に対する一般質問ダイジェスト」を1行目に、「和光市のこんなことを聞きました」を2行目に修正いたします。

また、内山恵子議員の危機管理監答弁につきまして、文頭に「全国的に」を追加、答弁2行目の「難しいが」を「厳しいが」に修正いたします。

また、萩原圭一議員の企画部長答弁につきまして、1行目「37万人で」の後ろに句読点を追加いたします。

8ページについては以上です。

次に、9ページの修正指示箇所、2か所について御説明いたします。

ページ最上段、「一般質問用語解説」の米印2「デジタル田園都市国家構想」で、文末、松永議員の氏名のスペースを削除いたします。

また、一般質問、松永靖恵議員の「その他の質問」内で、「児童発達支援センター」の後ろに句読点を追加いたします。

9ページについては以上です。

次に、10ページの修正指示箇所、3か所について御説明いたします。

「議案等の採決結果」につきまして、表内、12月定例会の「賛否が分かれ採択となった陳情書」を右に1文字ずらします。

また、ページ右下の「市議会だより118号の訂正について」の議案名2件につきまして、それぞれ閉じるかぎ括弧を追加いたします。

全ページの修正に関する説明は以上です。

最後に、一般質問原稿の文字及び行数に関する御報告及び御提案について御説明いたします。

今回の原稿、議会だより2月号につきまして、一般質問の原稿の文字数及び行数について、議員それぞれに違うことにお気づきのことと思います。

議会だよりで使用する文字につきましては、会議録を調製する際に使用する標準用字用例辞典に基づいて作成しております。一般質問原稿を議員の皆様から入稿いただいた後、この標準用字用例辞典に沿って議会事務局で修正をいたします。

文字の修正につきましては、例えば「取り組む」という動詞につきましては、動詞で使用する場合は、送り仮名の「り」と「む」が追加され、名詞で使用する場合は、送り仮名の「り」と「み」を取り、「取組」と漢字2文字となります。

また、答弁者の校正時の修正で文字数が増える場合もございます。

そのため、次回以降の一般質問原稿の文字及び行数につきましては、辞典に基づいた校正や初稿校正時に文字数及び行数が増えることを考慮し、今回、2月号の市議会だより用に依頼させていただきました様式、230字以内とさせていただきたいと考えております。

なお、参考までに、前回11月号の様式では200字以内で依頼させていただきましたので、30字増加した様式となります。

事務局からの説明については以上となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 事務局の説明が終了しました。

ただいまの説明に御意見ございますでしょうか。

富澤委員。

○富澤啓二委員 9ページになります。

一般質問用語解説のデジタル田園都市国家構想について、質問されたのは猪原議員ですので、松永靖恵議員ではないと判断しますが、どうでしょうか。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 大変失礼いたしました。

おっしゃるとおりですので、修正させていただきます。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 今のところですけれども、金井委員からの指摘があって、この一般質問用語解説という形で表題を変えるので、発言者の名前は入れないという話だったと思うんですけども、確認です。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 編集事前打合せにおきましては、名前が載っているのはというところで終わっておりまして、削除をするというような決定がなされておられませんので、今回、名前のほうを入れてしまったのですが、もしこの場で削除をすると決まりましたら、そのようにしたいと思っております。

○待鳥美光委員長 いかがでしょうか。

前回、そういう話は出ているんですけども、この名前はいらないですか。

〔「いらないと思います」という声あり〕

いらないということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようをお願いいたします。

萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 最後の4ページ目で、上の議案の全議員が賛成した議案、陳情の右側の議案第79号の令和4年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第2号の後の後ろに括弧がないです。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 修正いたします。

○待鳥美光委員長 萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 あと、同じページの下の臨時会、定例会の審議結果、その検索のところの、その臨時会、定例会の審議結果というところのタイトルの文字が、下のタイトルの文字に比べてちょっと小さいと思いますので、大きさをそろえてください。

その検索という、検索の上のそのタイトルの文字がちょっと小さい。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 御指摘ありがとうございます。

初稿のときに、私もこちらのほうが少し長体に見えましたので、業者に確認をいたしまして、ほかの本会議ライブ中継・録画配信などと同じようにという指示を出しましたところ、こちらで返ってまいりましたので、同じものと思われまます。

○待鳥美光委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

萩原委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 あと、3ページ目の、総務環境常任委員会の下タイトルのところで、「一部の改正」というのは、前の議運ではその「の」は取るんじゃなかったでしたか。「一部改正」についてにすると。

○待鳥美光委員長 「一部の」の「の」を省くという話。

○萩原圭一委員外議員 はい。「の」を取るという話になっていなかったでしょうか。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 議員のおっしゃるとおりですので、「和光市職員定数条例の一部改正について」、また、2つ目を「和光市印鑑条例の一部改正について」に修正させていただきます。

○待鳥美光委員長 ありがとうございます。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 ちょっと今さらですごい恐縮なんですけれども、2ページの自分のその他の質問というところで、歩行者の「安全性確保」ではなくて、「安全性の確保」、「の」を入れてもらいたいのですが、できますでしょうか。すみません、今さらなんですけれども。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 はい、そのとおりにいたします。

○待鳥美光委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、事務局においては、ただいまの意見のとおり進めていただくようお願いいたします。

また、ここで、最終ページにあります議案等の採決結果について、改めて協議したいと思います。

報告案件、人事案件についてです。

これまで、別ページに概要を掲載し、採決結果表には載せておりませんが、市民から

の要望で、各議員の賛否を掲載すべき、賛否を公開することについて反対の場合は理由を知りたいとの御意見がありましたことから、今回、人事案件を含めたレイアウトで原稿を作成しております。

今後、報告案件、人事案件について、議会だより、またホームページ上においても、各議員の賛否を公開することについて、御意見をお願いいたします。

特に、個別賛否を公開することについて反対の場合は、その理由も併せて御発言いただくようお願いいたします。

御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

公開するというので、合意していいということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、報告案件、人事案件については、今後、議会だより及びホームページにおいて、全議員の賛否を掲載するというので決定いたしました。

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 9ページの選挙管理委員会事務局長の答弁の中で、3行目、「絵カード」のドの前に「z」が。前回入っていなかったのに、今回入っていたので、お願いいたします。

○待鳥美光委員長 芹澤議事課主査。

○芹澤議事課主査 かしこまりました。

○待鳥美光委員長 では、そのようにお願いいたします。

議会だよりの編集、作成については以上となります。

次に進みます。

特定事件2、次の議会の質疑、質問についてとして、3月定例会における施政方針に対する代表質問についてです。

昨年も質問時間を45分、質問回数を2回としました。なお、一人会派については、一般質問の中で行うこととしました。

平成31年からの質問順位は、お手元に配付してあります一覧表のとおりです。

例年、基本的に人数が多い会派からの質問になります。また、同数の場合は、年度ごとに交代制で行っております。

現状は、緑風会が4名、新しい風・希望が3名、公明党、まちづくり市民の会、日本共産党が2名となっています。

本年の質問順位についてはどうするか、協議をお願いいたします。

休憩します。（午前 9時45分 休憩）

再開します。（午前 9時46分 再開）

それでは、施政方針に対する代表質問は、質問時間を45分、質問回数を2回とし、順位は1

番、緑風会、2番、新しい風・希望、3番、日本共産党、4番、公明党、5番、まちづくり市民の会、以上のように決定しました。

なお、一人会派については、一般質問の中で行うことと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

施政方針は、2月3日、金曜日に配付される予定です。時間は未定ですが、例年午後に配付しておりますので、3日中に配付されると御了承ください。

通告書は、これまでと同様の期間を設けた2月10日、金曜日、告示日の午後3時まで、議会事務局まで提出をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 代表質問でございますが、施政方針に対する質問ということでもありますので、あまり詳細な質問は避けて、会派の考えや政策を踏まえて、大きな視点からの質問となりますようによろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 ただいまの議長から御発言の件、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で、特定事件2、次の議会の質疑、質問について終了いたします。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革の取りまとめについてです。

これまでの審議結果について、議長と正副委員長、事務局で精査し、取りまとめましたので、和光市議会申合せ事項の更新案と併せて、お手元に配付しております。この一覧表です。

3月定例会開会日に、議会運営委員会委員長報告を行う予定です。議会改革のまとめについては、3月定例会後には、ホームページで公開したいと考えています。

委員長報告の内容につきましては、今、お手元にあるこのA3の表が決定事項であるとか、あるいは審議の状況を取りまとめた一覧表になります。これにつきましては、若干の説明を加えた形で委員長報告をまとめておりますので、この方向性で取りまとめていくことに御異議ございませんでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 1点質問したいのが、今回これが決定事項なんですけれども、例えば報酬の見直しのところが、報酬等審議会への諮問要求を行っていくと今どういう状況なのかが分からないので、そこら辺を、令和5年度に行っていくのか。今、もう諮問して、そういうことを立ち上げるような方向に進んでいるのか。進捗状況が分かれば教えていただきたいんですけれども。

○待鳥美光委員長 これは、事務局お願いします。

○遠藤議事課長 後で御説明します。

○待鳥美光委員長 では、後ほど説明願います。

報告のほうは、一応その議会改革の時点でこうなりました、だから、報酬等審議会への要請をしましたというところで終わりますけれども、その後に、例えば議員提出議案等の扱いについて、人数が変わったりして、委員会条例も変えましたよね。そういったもう結果が出ているものについては、報告の中にも入れております。

この方向性で取りまとめていくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上の内容で準備を進めていきたいと思えます。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、まず、令和5年度議会費当初予算についてです。

事務局から説明がございませう。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 令和5年度の当初予算の、まず議員報酬について御説明をしたいと思います。

昨年11月7日に議会から依頼をしました報酬等審議会での議論が今月始まりましたことから、当初予算額の中にその部分について反映させることが難しいといったことがございまして、予算要求としては、あらかじめ増額した形で要求はしていたんですけれども、ひとまず例年どおりの同様の予算額の水準に戻した形での予算査定になっています。

報酬等審議会の答申結果が2月中に出る予定になっておりますので、その辺を踏まえまして、3月定例会の最終日に、市長から、一般会計補正予算と、関連する和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に係る議案を上程されると想定しております。

次に、議会システムの更新について御説明をさせていただきます。

まず、予算査定につきましては、議場システムのマイク、カメラ等の音響映像システムについて要求をいたしまして、予算額としては4,576万円の内示がされております。

このシステムの設計については、昨年12月の定例会で補正予算を計上し、本年の1月末にその設計の入札が行われる予定となっています。

システムの内容につきましては、実施すべきシステムの内容を整理した上で、議員の皆様から、本会議のシステムとして取り入れたい機能があれば、御意見をいただく機会を設けまして、可能なものは反映した上で工事を実施していきたいと思っております。

工事につきましては、システムの入札が恐らく6月の入札になるのかなと思っておりますので、それ以後に機器の発注等がありますので、今現在、電子機器の発注等が大変難しい状況にありますので、9月定例会以降になるのではないかなと想定はしております。

○待鳥美光委員長 以上で、事務局からの説明は終了しました。

御意見のある方、いらっしゃいますか。

金井委員。

○金井伸夫委員 確認ですけれども、先ほどの金額につきましては、工事費込みの、設計と工事費込みの金額でよろしいですか。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 先ほど、御説明しました4,576万円は、システムの工事費に係る費用のみの金額を示しています。

○待鳥美光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、令和5年度議会費当初予算については以上となります。

次に進みます。

3月定例会における議員提出議案についてです。

事務局から説明がございします。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 和光市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

来年度から、予算・決算を所管する常任委員会を新設することで今現在準備を進めているところでございます。

これに伴い、和光市議会委員会条例第2条の常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管について改正する必要性が出てまいります。3月定例会の最終日に副議長提案として上程する予定で準備を進めていきたいと考えております。

具体的な、予算・決算常任委員会のやり方として、今現在事務局で想定しておりますのが、予算・決算を所管する常任委員会に、予算・決算に関する議案が付託された場合に、分科会として分割して審査を行うことを想定しております。その後、予算・決算常任委員会を改めて開き、分科会長から報告及び質疑を経て、討論・採決を行うことを想定しています。本会議においては、予算・決算常任委員会の委員長が委員長報告を行う流れをイメージしています。

本件については、議案をつくるに当たり、議員の皆様との調整及び協議が必要となりますので、1月24日の全員協議会終了後に打合せをさせていただきたいと考えております。

○待鳥美光委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、資料の中の最後の、改正後から議案の上程という図で一連の流れが示されております。

それで、1月24日の全協の後に打合せ、協議をする場を設けるということですが、ただいまの御説明について、特にここで質問、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今の説明で流れは理解したんですけれども、例えば修正をかけるとかといった場合に、どこの時点でなるのか。今までとあまり変わらなくて、どこのタイミングで、こちょっとおかしいよねというのを委員会の中で出すべきなのか。それとも、新設される予算・

決算常任委員会でまとまったところで修正案を出して、日程的に間に合うのか。もう少し詳しく、どのような流れになってくるのかを教えてくださいと思います。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 今現在のやり方は、本会議の最終日に修正案を出すという流れになっていると思うんですけども、今、事務局で考えているイメージとすると、新設する常任委員会が分科会ごとにそれぞれの議案を審査して、最終的にまた予算・決算常任委員会に戻って、討論、採決することになると思うんですね。そのときに修正案を出していただいて採決する形になりますので、本会議ではなくて、予算・決算常任委員会の中で決を採るといった流れを今のところ想定はしております。

その辺については、24日の全協後の打合せのときに御説明をして、調整していきたいと思っています。

○待鳥美光委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 確認をさせていただきたいのですが、この表でいきますと、分科会の下にも討論、採決から矢印で本会議となりますね。

予算・決算常任委員会の部分にも討論、採決と書いてあって、矢印の下に本会議でのとなりますが、これは両方やるんですか。どういう意味なのか、この辺の説明をお願いします。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 お配りした資料のフローチャートの部分ですが、委員会の流れのところについては、予算・決算以外の付託議案の審査の討論、採決となっているので、予算・決算については、予算・決算常任委員会で、最終的に行うことになるということです。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 あくまで、その予算・決算の委員会というはずとつながってやっていくんですけども、一部、常任委員会とかぶるといいますか、その中で分かれて分科会でやる形になるので、ちょっと分かりにくいんですけども、最初から最後まで、同じく常任委員会としては討論、採決までやるということです。

○待鳥美光委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにありませんので、以上の3月定例会における議員提出議案については、各会派において周知いただくようお願いいたします。

特定事件9、その他議会運営に関することについては以上となります。

次に、昨年7月8日の議会運営委員会記録について、事務局から報告があります。

中村議事課長補佐。

○中村議事課長補佐 この委員会記録については、昨年12月8日に行いました議会運営委員会事務局から説明いたしましたが、分かりづらく申し訳ございませんでした。

鳥飼委員の御発言については、記録削除を求めた総務部長からの発言と関連があるため、非

公開としたものになります。この点、再度調整を図りまして、委員の皆様への御了解を得ましたので、昨年12月13日にホームページ等で公開済みであることを改めて御報告いたします。

○待鳥美光委員長 本件については、よろしいでしょうか。

それから、昨年、代表者会議で私のほうから申し上げました、議員のハラスメント防止に関わる規定を何らか検討していくという件についてなんですが、この時期になりまして、今期にその議論をしていくのは難しいということで、やり方としては、条例等を定めている自治体もありますけれども、そのほかに、例えば指針であるとか、あるいは政治倫理条例の中に入れ込むということも考えられます。

そうしたことも含めて、政治倫理条例については、ほかの面でも見直しが必要ではないかというふうな議論もありますので、来期、早い時期に検討してもらうよう申し送るということで、今期の議論は難しいということになりますので、その旨、御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように来期に申し送るということでやりたいと思います。

それから、そのほか何かございますでしょうか。

安保副議長。

○安保友博副議長 議会運営委員会のほうで定例的に協議して決める全員協議会だったりとか、議会運営委員会もそうか。そういうもの以外のもので、急に入るものについて提言なんですけれども、やはり公務優先ということで皆さん動いていますので、ある程度の期間的猶予を持って、もしくは、事前にその日程でよいかということを確認をした上でその日程の決定をしていただかないと、やはりほかのこととバッティングしたときに相当困ることがありますので、議員の成り手の確保という観点から見ても、議員活動をしやすいような日程の調整をしていただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 副議長、確認ですけれども、日程というのは、議運の日程ですか。

○安保友博副議長 議運とか全員協議会とか、来なければいけない会議。

○待鳥美光委員長 全部、全協とかも含めて。

日程の調整については、事務局のほうで御説明いただけますか。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 全協とかそういったものの日程につきましては、確定次第、できるだけ早い段階で皆さんにお知らせするよう、当然進めていきたいと考えております。

ただ、会議の開催に当たりまして、例えば、議長や副議長につきましては、出席をしていただかなければいけないので、事前に御都合を把握した中で日程の調整はしていきたいと考えておりますので、そういったことを徹底していきたいと思っております。

○待鳥美光委員長 それでは最後に、今後の会議等の予定を確認いたします。

1月24日、火曜日、午後1時15分から全員協議会、2月6日、月曜日、午後1時15分から全員協議会、2月15日、水曜日、9時30分から議会運営委員会、特定事件1、次の議会の会期予

定について、令和5年和光市議会3月定例会の会期日程等について、2月27日、月曜日、本会議終了後、議会運営委員会、議員提出議案の調整について、以上となります。

御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 12月の議会において、一般質問の中で、議員が質問して、それに対して答弁がその場でできないということで、後日、答弁はされたんですけども、そこで質問が止まってしまっていて、本来であれば、そのほかにもまだ質問はあったのに、その場で答えられないから、そこで質問が終わってしまっているわけですよ。

もう一般質問は閉じてしまっているから理解はできるんですけども、そういうふうな流れが当たり前になってくると、執行部が答えたくない部分は、今は答えられませんかと言って、後日答えますと言った後に、その後の質問ができなくなってしまうので、配慮を今後考えていくべきではないかと考えるんですけども、ちょっと話し合っていたきたいなど、提案させていただきます。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 12月定例会の中で、一般質問の答弁等ができない部分もありましたけれども、これは、その具体的な数字とかに関しては、やはりそのときにちゃんと調整がなければ、すぐには出てこないことはあるわけですよ。

ですので、通告制ですので、その場で用意しなければ出てこない数字に関してはあらかじめ確認をする、それは必要があると考えています。

その上で、答弁が出てこないというのは、やはり説明が十分ではなかったということにならざるを得ないのかなと。

それをもって、今のような形で恣意的に答弁を伸ばすとかということとは、また別の問題であって、あくまで十分に答弁をしてくださいというふうに、私としては、議長の采配の中でお話をさせていただくしかないのかなと思っています。

議会日程の中で、一般質問の日程とかは決めた上で、皆さんから御了承を得た上で、その時間の中でやっていただいているわけですので、できるだけ円滑な一般質問等も行っていただきたいと考えるところでございます。

○待鳥美光委員長 よろしいでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 それに対して、ほかの委員がどう思っているのでしょうか。

○待鳥美光委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 実際に、あの時どうすることが一番適切だったのかがちょっと分からないんですね。そこの確認もしなければいけないと思いますし、あと、もちろん通告制ですので、通告はしますが、数字的な内容でないところでも幾つかほかにも、今は答弁ができないので後ほどというのがあったと思うんです。それも返ってきていない状況もあります。

それで、本来であれば、やはりあの流れの中できちんと答弁をもらって、再度質問ができるという、その議員のやるべき仕事の部分をしっかり確保すべきだったのではないかと思っ
ているんですね。

ですので、できればその人の質問の中で答弁をいただけるようにしていただくほうが、分
かりやすく、そのとき傍聴に来ている方にも理解をしていただけるのではないかと思いますし、
後日ということで、あのよう最終的にするというのが、もしその議会運営の中で許される
のであれば、その際には、やはりその答弁に対しての質問ができるというものが確保して
いただかないと、質問中断のまま終わってしまったというような感じになるのではないかと
思うんです。

恣意的に、そういうのを利用することはないだろうというお話でしたけれども、その可能性
が全くないとも言えないというか、そういう心配も起きてしまいますよねという部分だと思
うんです。

ですので、やはりしっかりそのときに答弁を返してもらおうというのが基本的で大事なことだ
と思うんです。私はそういうふうに考えています。

実際、議会運営として、本当はこうするべきであったとか、こうでよかったとか、何か分か
るものがあるのであれば、そこは調べていただければなと思っています。確認をしてほしい。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 その采配については、質問者の意向もあるでしょうし、その中で、どうして
も答弁がないと進まないということであれば、一般質問が時間を延長する中で休憩を取って
いただいて、その中で数字を出していただくということもあるでしょうし、それは、質問者の意
向がまず第一で、その中で調整していく必要があると思っております。

それから、具体的な数字が出ない部分と、そして答弁をその場で、責任ある答弁をしてい
くというのは、やはり事前にある程度、執行部の中で協議をした上で、責任ある答弁をしよう
と挑んでいるでしょうから、数字以外の部分でもやはり答弁ができない部分は、執行部側とす
ればあるのは当然だと思っています。

その中で、議長としては、その自分が与えられた30分なり40分なりの時間の中で、1日4人
とかという形でその一般質問の日程を決めているわけですから、できるだけその中でスムーズ
な進行をしていただきたいということがこちらが要望していることですし、議会運営の中で円
滑にやっていくというのが、議長としてといたしますか、それが一つの筋だと思っております。
その上で、イレギュラーなことは、できるだけ対応していきたいと思っておりますけれども、
まず、原理原則の部分をも十分考えていただければと思っております。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 議長には大変申し訳ないんですけども、それは自分はちょっと違うんじゃない
かなと思うんです。その時間内に終わらせればいいのか……

○齊藤克己議長 いや、そういうことは言っていない。

○鳥飼雅司委員 この間の研修でもそうですけれども、議員の役割というのは、市民から、いろんなことを言われたものをしっかりとこの議場でもんでいくというところがやっぱり一番大事だと思うんです。

その中で、例えば時間は5時までだからとか、市の職員が残業になってしまうからとかではなくて、ほかの議会では、夜中というか、遅くまでやっているところも実際あるわけですよ。

それで、逆に、働き方改革といって、いろいろな若い議員が出られるようにと行って、逆に夜から議会を開くところもあるんですよ、実際に。そういった中で、時間で縛られるという考えというのは間違いだと思うし、こちらの議員側が休憩動議をかけたとか、例えば議運を開いてほしいと言ったときに、最終的に議長が全て判断して、こういうふうにしようと決めるけれども、でも議会の中でやっぱりやるという部分では、しっかりと議運を開いて、どうするかというのはやっぱり諮るべきだと思うんです。

そこら辺を、議長の責任で今までは全てどうするかというのは決めていたけれども、もうちょっと議運も開いて、どういう方向性にしていくかというのはやっていくべきではないかな思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

止まってしまってどうしようもないというときに、ちゃんと議運を開くべきなんだと思っています。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 議会の再開のめどなり、状況というものに関しては、議運を開いてやるということは行っていきたいと考えております。それが全てということではないですけれども、皆さんの状況を確認する上で、議運を開いたりということは適宜行ってまいりたいと思いますし、私は、それをやっていきたいということは、前からもお話をしております。

○待鳥美光委員長 安保議員。

○安保友博副議長 その議員の質問の在り方がどうかという、本質的な話を今議論されていることだと思っているんですけれども、結局その枠があって、その中で終わらせる努力というのは、それはある程度の運営という意味では必要だと思うんですけれども、日程はもう決まっているから、もう今日答弁が出ないんだったら、もう一回閉じてしまいたいというような話というのは、あまりにも安易過ぎるという話だと思う。

では、どうすればいいかということ、その数字、例えば何件ですかというような話というのは、事前に伝えておいて、準備しておいてねという話をするのは、それは当然だと思います。

ただし、どういう考えでこれを行っているのかと聞いていることに対して、それは通告に出していないから答えられませんというのはそもそもおかしい話であって、通告というのは何のためにするかということ、こちら側の一定の配慮だと思うんですよ。本来だったら、通告なんかしなくたって、そんなの普段市政運営しているものを聞いているんだから、答えられて当然でしょうという前提があるんだけど、そうは言っても、ある程度準備の期間も必要だし、内容も必要だから、その通告制度というのを採用していると私は理解しています。

そうした中で、事細かに通告していなかったことについて、それをいきなり聞かれても答えられませんというのは、それは執行部側の、不誠実な対応と言わざるを得ないと思います。

そうした中で、その質問に対して今答弁できないという話になったときには、答弁できないとはっきり答えればいいわけだし、それについて答えられなくて、休憩になってしまうというんだったら、それは時間を延長してでも、もしくは、その日に無理だということであれば、それは延会をして、別の日程で続きをやると。与えられたその30分とか40分の時間の中でやるということは原則としてあるので、その時間を残したまま、次の会期日程に延ばす。そして、再開してやると。

そういうふうにしなれば、結局、こちら側としては聞いたことが中途半端に終わってしまったら、自分の仕事も中途半端にしているということを自覚するべきだと思います。それが本来の議員の質問の在り方だと私は思います。意見です。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 やっぱり一般質問で、議員が心を込めて用意している質問に対して答えられないことがあるというのは、あつてはいけないので、それはやっぱり安保議員がおっしゃるように、次会に繰越しとか、何らかの形で答えられていないことに関しては答えると。外へ出せない秘密、非公開情報であれば、非公開情報だということ。まあ、非公開のその定義の仕方についてはいろいろと問題があると思うんだけど、まあ、そういった形で、少なくとも誠意を持って答える、答えるまでやっぱり解決すべきじゃないかなと思いますね。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時22分 休憩）

再開します。（午前10時23分 再開）

皆さんの御意見を総合いたしますと、質問の趣旨、あるいは数字等のことについては、準備が必要なことについては十分にその質問の意図であるとかをきちんと伝えておくということはやった上で、それでも答弁がその場で出てこないというような場合、あるいはその日のうちに出てこないというような状況が起こった場合には、適宜、議運を開いて、その後の進行について協議をするということでやっていくということによろしいですか。

議場での采配は議長になりますが、そういった形でお願いをできれば。

〔「はい」という声あり〕

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 最後一言。自分は、議会を止めたいとか、議会を遅らせたいとか、議長を困らせたいとかということではなくて、やっぱり議員としての権利というか、そこの部分を認めてほしいという話で、だから、時間をわざと遅らせるとかそういう話ではなくて、議会の進行というのはもちろんスムーズに進めるべきだし、そこら辺は理解していただきたい。先ほどの発言に対して、理解していただきたいということは申し上げておきます。

○待鳥美光委員長 通常あまり起こることではないですよ。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 私のほうも、進行をスムーズにさせたいということはありませんけれども、決して十分な質問を止めたりということではなくて、皆さんがやはり自由活発に一般質問ができるような下地というのはしっかりとつくっていきたいと思っておりますし、その上で、成果のある一般質問になっていただきたいという気持ちはあります。十分にまた議論をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 以上で、本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時25分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光